項目	質問	回答
第２条 定義	本条例の対象は地上設置のみでしょうか（屋根置き等は対象外でしょうか）。 これから、屋根置きの施設を設置しようとした場合、地域住民等への説明等の義務はないということで良いのでしょうか。	地上設置のみが本条例の対象になり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物に設置する、いわゆる屋根置きは本条例の対象外となります。 このため、本条例に基づく地域住民等への説明などの手続義務はありません。 （他法令に基づく「地域住民への説明義務」については、法令所管部署へご確認をお願いします。）
	営農型太陽光発電の取り扱いについて、条例上明確な位置付けはありますか。	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく「一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置する営農型太陽光発電」につきましても、地上設置であることから、本条例の対象とさせていただいております。
第８条 設置許可の基準等	静岡県内の他市町では、土地利用事業の承認を受けてから太陽光条例の手続を行うケースが多くあるかと思いますが、静岡市の場合は土地利用事業の承認は必要なく、関係法令の手続きや、太陽光条例の手続を進めて良いという理解で良いでしょうか。	関係法令すべての手続が終わった状態ではなくても、手続を進めている段階で本市の太陽光条例に伴う設置許可申請又は事業計画の届出を行うことが可能となります。 また、遵守すべき関係法令について市公式ホームページ等への掲載を予定しております。
第14条 事業計画の変更	変更届の要件として出力変更があると思いますが、パワーコンディショナの出力と太陽電池モジュールの合計出力の両方の記載がある中で、「どちらとも変更」「どちらかが変更」あるいは「何%以上の変更」といった細かい規定はございますか。	各様式において「出力」及び「太陽電池モジュールの合計出力」を設けています。 「出力」の欄には、各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値を記載してください。 「出力」又は「太陽電池モジュールの合計出力」のいずれかが変更となる場合は、変更の手続が必要となります。 また、「何%以上」という規定はございませんので、出力が変更となった場合に手続をお願いいたします。
第16条 維持管理	維持管理基準について、通常時、災害発生想定時、損壊発生時などの3パターンを、維持管理計画（様式第2号）にそれぞれ分けて記載する形でよろしいでしょうか。	維持管理計画（様式第2号）に、「維持管理の内容・方法等」、「土砂の流出その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合」と「太陽光発電施設の損壊等が発生した場合」に予定している措置と実施体制を記載する欄があるため、それぞれのパターンで行う措置や実施体制を記載してください。
	維持管理計画（様式第2号）の「撤去後の計画」欄について、リパワリングしながら太陽光発電事業を続けていきたいと考えている場合、どのように記載をすればよろしいでしょうか。	維持管理計画（様式第2号）の３枚目の「撤去後の計画」欄には、「リパワリングにより引き続き事業を継続する」旨をご記載いただければ問題ありません。
	維持管理の実施記録について、保管期限や保管方法に関する指定はありますか。	維持管理の実施記録については、紙又は電子媒体等で記録をしてください。 また、保管期限については具体的に定めておりませんが、事故等が発生した場合に、適正に維持管理がなされていたことが分かるようにしておいてください。
	維持管理計画の公表について、公表の期間等の定めはあるのでしょうか。	維持管理計画については、地域住民の方々をはじめとして、どなたでもいつでも閲覧できるように常に公表している必要があります。太陽光発電事業の実施期間中は公表をしてください。
	維持管理計画の公表方法について、推奨する方法などがあれば教えてください。	可能であればインターネット上に公開するとともに、ビニール製の密封式袋に維持管理計画を収納し、それをフェンスに備え付けておく、あるいは掲示するなど、地域住民等が必要なときに情報を得やすい公表方法を選定してください。

項目	質問	回答
第16条 維持管理	既存事業概要届出書（様式第21号）以外の維持管理計画（様式第２号）や維持管理に関する定期報告書（様式第16号）の記載例もホームページにアップされますか。	既存事業概要届出書（様式第21号）と維持管理計画（様式第２号）の記載例の掲載については、静岡市公式ホームページ（https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6347/s012262.html）の「既存施設の手続」にて公開しました。 維持管理に関する定期報告書（様式第16号）についても、今後作成し公開を予定しています。
	事故報告の対象のうち、「施設の破損」とありますが、破損のレベルや要因の詳細について教えてください。	簡単な破損で修復し、問題がないようでしたら報告の対象とならない可能性もありますが、破損の基準は事故等の状況に応じて個別に判断することとなります。主に、火災や全電源喪失など重大な支障が生じた場合を想定しておりますが、個別にご相談いただければと思います。
第17条 維持管理に関する定期報告	年1回の定期報告について、どのようなタイミング・様式・内容で報告すれば良いでしょうか。	維持管理に関する定期報告書（様式第16号）を使用して4月1日から6月30日までの間に前年度（4月1日～3月31日）の維持管理結果を報告していただきます。 なお、報告にあたっては、電子申請にて提出をお願いする予定です。また、事前に依頼をさせていただきます。
第18条 大規模太陽光発電事業者の保険又は共済への加入	大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険の提出について、事業計画・工事段階と運転開始後の事業主体が異なる場合、提出タイミングや提出者の名義はどうなりますか。 工事中は、発電事業者と工事事業者の両者の保険加入が必要となりますか。	損害賠償責任保険は、工事着手する日から廃止する日までの間に加入する必要がありますが、工事期間中の保険については、事業者ではなく工事の請負者が加入することで足りることとします。 工事完了後に保険の加入者が工事事業者から発電事業者等へ切り替わる場合は、変更後に速やかに軽微変更届出書（様式第６号）とともに、保険への加入を示す書類を提出していただければ問題ありません。
	現在、保険会社も加入条件が厳しく、免責条件が多かったり盗難が補償されなかったりすることが多いのですが、火災保険・地震保険に加入していれば、補償される金額等の詳細については特に指定がないという理解で良いでしょうか。	何かあった場合に対応できるということが目的になりますので、保険の加入の確認はいたしますが、保険内容の詳細までを指定することはありません。
第22条 保証金の預入及び管理	保証金制度について、国のFIT/FIP廃棄等費用積立制度（運転開始11年目からの積立）がある中で、市の条例では、初期段階に全額預入・質権設定を行うということで、二重で廃棄に係る費用が必要になるという認識で良いでしょうか。	FIT/FIP制度における廃棄等費用積立制度は、計画的な費用の積立及び事業廃止時における費用の確保を目的とした制度であり、積立開始時期が事業終了前10年に設定されています。一方、本条例における保証金制度は、廃棄等費用の確実な確保を図るため、事業開始前の段階から一括預入によるものとしています。このため、災害等により、発電事業途中で廃止することとなり、撤去及び処分が必要となった場合等に、確実に費用を確保することができます。 以上のことから、FIT/FIP制度における廃棄等費用積立制度対象施設についても、本条例の保証金制度を適用することとします。
	維持管理計画（様式第２号）の「廃棄等費用の額」について、①基準額と②見積額の比較で、②の見積額は撤去の可能性を考えて、工事事業者から見積書をとって正規の額を記載しなければならないのか、それとも自社想定している額の記載で良いのでしょうか。	「②太陽光発電事業に係る廃棄等費用の見積額」については、撤去・解体事業者から見積書を取っていただいた場合に記載をしてください。見積書を取らない場合は、「①設置許可申請者が設置しようとする太陽光発電施設の出力に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の13第２項の規定により経済産業大臣が定める解体等積立基準額の算出に用いる１kW当たりの廃棄等費用の想定額を乗じる方法」により、想定額を設定してください。
条例附則第７項 既存施設の標識の掲示	既存施設について、設置規制区域外の太陽光発電施設の場合、令和９年4月30日までの必須手続はないという認識でよろしいでしょうか。	設置規制区域外に設置されている既存施設の必須手続としては、令和９年4月30日までに必要な書類の提出はありません。施設に「標識の掲示」をしておくことが必要となります。

項目	質問	回答
その他	令和８年９月29日付け08 静環環共第1174号にて依頼があった太陽光発電施設の設置状況調査は郵送されたとのことですが、回答はフォームから行う形でしょうか。	令和８年９月29日付けで調査の依頼に関する通知を送付させていただきましたので、依頼文に記載されている２次元コード又はURLから「太陽光発電施設の設置状況調査フォーム」にてご回答お願いいたします。